

昭和四十九年政令第十五号

石油需給適正化法施行令

内閣は、石油需給適正化法（昭和四十八年法律第二百二十二号）第二条第二項及び第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（石油製品の範囲）

第一条 石油需給適正化法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める炭化水素油及び石油ガス（液化したものを含む。）は、揮発油、灯油（ジェット燃料油を含む。）、軽油、重油及びプロパン、プロピレン、ブタン又はブチレンを主成分とするガス（液化したものを含む。）とする。

（使用期間）

第二条 法第七条第一項の政令で定める期間は、昭和四十九年二月から五月までの各月とする。

（使用限度量）

第三条 法第七条第一項第一号の政令で定める数量は、二千キロリットルとする。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 石油需給適正化法第二条第二項の石油製品の範囲を定める政令（昭和四十八年政令第三百六十七号）は、廃止する。

附 則 （昭和四十九年三月二十七日政令第六五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十九年四月二十四日政令第一三八号）

この政令は、公布の日から施行する。